

大阪市告示第677号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、大阪市経済戦略局産業振興部企業支援課における大阪産業創造館の使用料の徴収及び収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年5月16日

大阪市長 横山英幸

1 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 委託先

公益財団法人大阪産業局

理事長 立野 純三

（経済戦略局産業振興部企業支援課）